

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviserの名称】

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

【担当J-Adviserの財務状況が

公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2023年8月31日

株式会社日本総険

(Nippon Souken Co., Ltd.)

代表取締役社長 葛石 智

香川県高松市サンポート2番1号

(087)823-2850

常務取締役兼経営企画部長 山本 経三郎

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町4番2号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2101

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社日本総険

<https://www.iba-ns.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第27期中	第25期	第26期
会計期間	自 2022年12月1日 至 2023年5月31日	自 2020年12月1日 至 2021年11月30日	自 2021年12月1日 至 2022年11月30日
営業収益 (千円)	192,252	296,840	356,228
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△6,625	△15,116	24,227
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失 (△)又は親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	△9,643	△16,883	25,358
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△9,643	△16,883	25,358
純資産額 (千円)	50,059	34,343	59,702
総資産額 (千円)	360,107	294,644	368,417
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり純資産額 (円)	75.28	51.64	89.78
1株当たり中間(当期)純損失(△) 又は1株当たり当期純利益 (円)	△14.50	△25.39	38.13
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.9	11.7	16.2
自己資本利益率 (%)	△17.6	△39.5	53.9
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△12,305	△20,243	74,975
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,294	△6,154	△5,529
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,619	△8,111	11,855
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	162,238	88,328	169,630
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	25 [7]	21 [6]	23 [9]

(注) 1. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

2. 第25期、第27期中の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間(当期)純損失を計上しているため、記載しておりません。第26期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔外〕数で記載しております。

4. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第26期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）の連結財務諸表について、えひめ有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第25期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

また、特定有価証券に関する有価証券の上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第27期（2022年12月1

日から2023年11月30日まで)の中間連結財務諸表について、えひめ有限責任監査法人の中間監査を受けております。

5. 2023年4月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため第25期(2021年11月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純損失又は1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 当社は第27期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第25期及び第26期の中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及びその関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年5月31日現在

従業員数(名)	25 [7]
---------	-----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の当中間連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 当社グループはリスクサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 発行者の状況

2023年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
12 [1]	42.9	6.5	5,081

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
4. 当社はリスクサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第27期中間連結会計期間(自 2022年12月1日 至 2023年5月31日)

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種行動制限が緩和され、社会活動が正常化に向けて回復基調で進み、緩やかな回復の動きがみられました。その一方で、ウクライナ情勢の長期化に伴う世界的な資源・エネルギー価格の高騰及び金融引き締めに伴う円安の進行を起因とする物価上昇など、わが国経済に大きな影響を与える事象も依然として存在しており、先行き不透明な状況は継続しております。

当社グループを取り巻く市場環境は、2016年6月の保険業法の大幅な改正による保険業界の変化に加え、大規模な自然災害の発生や新型コロナウイルスの感染拡大などにより企業のリスクカバーに対する意識の変化など、リスクに対応できる事業者に対するニーズがより高まっております。

このような環境の中、当中間連結会計期間における当社グループのリスクサービス事業は、保険ブローキングサービスの新規契約は順調に増加したものの既存契約の長期契約移行による満期更改減少により営業収益は減少しました。一方、保証ビジネスサポートサービス及びクレジットワランティサービスが順調に増加したことにより営業収益は192,252千円となりました。営業損益は、クレジットワランティサービスにおける再保険料の増加及び新たな取組みであるみんホケサービスの広告宣伝費の発生により営業費用が増加したため7,415千円の営業損失となりました。また、経常損益は、補助金収入があったものの上場準備関連費用があったため6,625千円の経常損失となり、親会社株主に帰属する中間純損益は、税金費用の計上により9,643千円の親会社株主に帰属する中間純損失となりました。

なお当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

また、当社グループは、リスクサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第27期中間連結会計期間(自 2022年12月1日 至 2023年5月31日)

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して7,391千円減少し、162,238千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費4,592千円、未収入金の減少額5,434千円、未払金の増加額2,596千円等を計上したものの、税金等調整前中間純損失6,625千円、売上債権の増加額18,072千円、未払消費税等の減少額3,162千円、法人税等の支払額3,738千円等を計上したことにより、12,305千円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、預入期間が3ヶ月を超える定期預金等の預入による支出10,602千円を計上したものの、預入期間が3ヶ月を超える定期預金等の解約による収入11,322千円等を計上したことにより1,294千円の収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出35,448千円を計上したものの、長期借入れによる収入40,000千円等を計上したことにより、3,619千円の収入となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間におけるリスクサービス事業における販売実績は次のとおりであります。

区分	販売高（千円）	前年同期比（%）
保険ブローキングサービス	83,107	—
保証ビジネスサポートサービス	20,981	—
リスクコンサルティングサービス	7,553	—
クレジットワランティサービス	66,102	—
保険セールスエージェントサービス	14,506	—
その他サービス	1	—
合計	192,252	—

- (注) 1. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。
 2. 当社グループはリスクサービス事業の単一セグメントであるためサービス別の販売実績を記載しております。
 3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、守秘義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。また、割合が100分の10未満の場合は記載を省略しております。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2022年12月1日 至 2023年5月31日)	
	金額（千円）	割合（%）
A法人	47,639	24.8

4. 保険ブローキングサービス及び保険セールスエージェントサービスの実質的な販売先は保険契約を締結している顧客（エンドユーザー）となります。媒介手数料及び代理店手数料は保険会社から入金されます。主な保険会社別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。また、割合が100分の10未満の場合は記載を省略しております。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2022年12月1日 至 2023年5月31日)	
	金額（千円）	割合（%）
損保ジャパン株式会社	48,532	25.2

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、または2023年6月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約について

当社は東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に 2023 年 8 月 4 日に上場いたしました。

当社では、2022 年 5 月 31 日にフィリップ証券㈱との間で担当 J-Adviser 契約（以下「当契約」といいます。）を締結しております。

当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、 b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日。
(a) TOKYO PRO Market の上場株券等
(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）。
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥ 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべき事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等

- 甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行なう割当の条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く）。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

< J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項 >

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の内容について重要な変更はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末(2023年5月31日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて8,310千円減少し、360,107千円となりました。流動資産については、受取手形及び売掛金は増加したものの現金及び預金並びに未収入金の減少等により、前連結会計年度末に比べて3,805千円減少しております。固定資産については、有形固定資産の減価償却による減少等により、前連結会計年度末に比べて4,504千円減少しております。

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて1,334千円増加し、310,048千円となりました。流動負債については、未払金及び1年内返済予定の長期借入金の増加等により6,444千円増加しております。固定負債については、長期借入金の減少等により前連結会計年度末に比べて5,110千円減少しております。

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて9,643千円減少し50,059千円となりました。これは、当中間連結会計期間における親会社株主に帰属する中間純損失によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間において実施した設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において主要な設備について、重要な異動はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2023年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年8月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,660,000	1,995,000	665,000	665,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	2,660,000	1,995,000	665,000	665,000	—	—

(注) 1. 普通株式の未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の普通株式22,400株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

2019年2月4日開催の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (2023年5月31日)	公表日の前月末現在 (2023年7月31日)
新株予約権の数(個)	224	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1,000円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	2021年2月5日から2028年2月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000円 資本組入額 500円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合にはこの限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3. 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	—

(注) 1. 2023年4月7日開催の取締役会決議により、2023年4月26日付で普通株式1株を100株に分割したことによ

り、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{払込金額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{払込金額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{払込金額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{払込金額}} \times \frac{\frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとします。

4. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、本新株予約権に係る義務を合併による存続会社または株式交換・株式移転による完全親会社となるものに承継させるものとし、その細目については当該合併・株式交換または株式移転を承認する株主総会決議において定めるものとします。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年3月30日 (注)1	—	6,650	△53,200	70,000	—	—
2023年4月26日 (注)2	658,350	665,000	—	70,000	—	—

(注) 1. 2023年2月20日開催の定時株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金の全額をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本金が53,200千円（減資割合43.2%）減少しております。

2. 2023年4月26日付で普通株式1株を100株に分割しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
葛石智	香川県丸亀市	251,000	37.74

葛石真士	香川県丸亀市	101,000	15.19
葛石晋三	香川県高松市	101,000	15.19
K & P パートナーズ 1 号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田一丁目 2 番 1 号	60,000	9.02
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号	50,000	7.52
K & P パートナーズ 2 号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田一丁目 2 番 1 号	23,000	3.46
神原正晶	香川県丸亀市	10,000	1.50
葛石朋子	香川県丸亀市	7,000	1.05
津久井宏	横浜市港南区	4,000	0.60
中西正則	広島県福山市	3,000	0.45
計	—	610,000	91.73

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年 5月 31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 665,000	6,650	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	665,000	—	—
総株主の議決権	—	6,650	—

(注) 1. 2023年 4月 25日付で定款変更を行い、100 株を 1 単元とする単元株制度を導入しております。

2. 2023年 4月 7 日開催の取締役会決議により、2023年 4月 26日付で普通株式 1 株を 100 株に分割を行っており、完全議決権株式数 (その他) 及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ 665,000 株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	2019年 2月 4 日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社及び当社子会社の取締役 8、従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年12月	2023年1月	2月	3月	4月	5月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 当社株式は、2023年8月4日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

2023年6月30日付の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、前中間連結会計期間（2021年12月1日から2022年5月31日）の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2022年12月1日から2023年5月31日まで）の中間連結財務諸表について、えひめ有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年11月30日)	当中間連結会計期間 (2023年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※4 192, 869	※4 175, 568
受取手形及び売掛金	※3 41, 632	※3 59, 704
求償権	995	1, 440
未収入金	5, 567	133
前払費用	32, 332	32, 941
その他	315	190
求償権償却引当金	△995	△1, 065
流動資産合計	272, 718	268, 913
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1※2 13, 458	※1※2 12, 508
車両運搬具（純額）	※1 744	※1 620
土地	※2 40, 896	※2 40, 896
リース資産（純額）	※1 3, 310	※1 2, 746
その他（純額）	※1 5, 929	※1 4, 989
有形固定資産合計	64, 340	61, 762
無形固定資産		
ソフトウエア	11, 073	9, 059
その他	625	625
無形固定資産合計	11, 698	9, 684
投資その他の資産		
敷金	10, 587	10, 587
長期貸付金	3, 961	3, 587
繰延税金資産	4, 192	4, 849
長期前払費用	127	93
その他	789	630
投資その他の資産合計	19, 658	19, 747
固定資産合計	95, 698	91, 194
資産合計	368, 417	360, 107

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年11月30日)	当中間連結会計期間 (2023年5月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	※2	21,376
未払金		5,207
未払費用		16,432
契約負債		63,416
リース債務		1,277
預り金	※4	13,256
未払法人税等		4,989
未払消費税等		8,643
賞与引当金		7,779
保証履行引当金		1,652
その他		82
流動負債合計		144,113
固定負債		
長期借入金	※2	160,306
長期未払金		669
リース債務		2,626
その他		1,000
固定負債合計		164,601
負債合計		308,714
純資産の部		
株主資本		
資本金		123,200
利益剰余金		△63,497
株主資本合計		59,702
純資産合計		59,702
負債純資産合計		368,417
		360,107

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2022年12月 1日 至 2023年 5月31日)		
営業収益	※1	192, 252
営業費用	※2	199, 668
営業損失 (△)		△7, 415
営業外収益		
受取利息		19
補助金収入		4, 826
消費税差額		1, 109
その他		53
営業外収益合計		6, 009
営業外費用		
支払利息		709
上場準備関連費用		4, 500
その他		10
営業外費用合計		5, 219
経常損失(△)		△6, 625
税金等調整前中間純損失 (△)		△6, 625
法人税等	※3	3, 017
中間純損失 (△)		△9, 643
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)		△9, 643

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2022年12月 1日
至 2023年 5月31日)

中間純損失（△）	△9,643
中間包括利益	△9,643
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益	△9,643
非支配株主に係る中間包括利益	-

③【中間連結株主資本等変動計算】

当中間連結会計期間（自 2022年12月1日 至 2023年5月31日）

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	123,200	△63,497	59,702	59,702
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失(△)		△9,643	△9,643	△9,643
減資	△53,200	53,200	—	—
当中間期変動額合計	△53,200	43,556	△9,643	△9,643
当中間期末残高	70,000	△19,940	50,059	50,059

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2022年12月 1日
至 2023年 5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前中間純損失（△）	△6,625
減価償却費	4,592
賞与引当金の増減額（△は減少）	261
保証履行引当金の増減額（△は減少）	△34
求償権償却引当金の増減額（△は減少）	70
受取利息及び受取配当金	△19
支払利息	709
売上債権の増減額（△は増加）	△18,072
求償権の増減額（△は増加）	△445
前払費用の増減額（△は増加）	△587
未収入金の増減額（△は増加）	5,434
未払金の増減額（△は減少）	2,596
未払費用の増減額（△は減少）	1,432
未払消費税等の増減額（△は減少）	△3,162
未払法人税等(外形標準課税)の増減額（△は減少）	△1,250
契約負債の増減額（△は減少）	3,183
預り金の増減額（△は減少）	3,760
その他の増減	300
小計	△7,857
利息及び配当金の受取額	19
利息の支払額	△729
法人税等の支払額	△3,738
営業活動によるキャッシュ・フロー	△12,305
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等の預入による支出	△10,602
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等の解約による収入	11,322
貸付金の回収による収入	374
出資金の返還による収入	200
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,294
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	40,000
長期借入金の返済による支出	△35,448
リース債務の返済による支出	△623
割賦債務の返済による支出	△309
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,619
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△7,391
現金及び現金同等物の期首残高	169,630
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 162,238

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

株式会社日本総険inカスター

株式会社日本総険トラストテクノロジーズ

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 15年～22年

工具器具備品 4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

① 求償権償却引当金

債権の回収不能による損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

③ 保証履行引当金

クレジットワランティサービスにおいて代位弁済の支出に充てるため、過去の実績率により見込額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 保険ブローキングサービス

保険仲立人会社が提供する保険媒介サービスを行っており、保険会社との「業務契約」に基づき、保険料が保険会社に収納された時点で契約に基づく媒介手数料を収益として認識しております。

② 保証ビジネスサポートサービス

保証ビジネスサポートサービスは、顧客の保証制度構築支援を行っており、顧客との「保証制度事務管理並びにロスサービスコンサルティング業務契約」に基づき、役務の提供が完了した時点で契約に基づく手数料を収益として認識しております。

③ リスクコンサルティングサービス

リスクコンサルティングサービスにおいては、顧客との「リスクマネージャーサービス契約書」に基づき、リスクマネージャー代行サービスを提供しております。契約期間にわたって契約に基づく手数料を収益として認識しております。

④ クレジットワランティサービス

クレジットワランティサービスにおいては、顧客との「保証契約」に基づき、医療費用保証、設備・機器保証等、顧客ニーズに合った保証サービスを提供しています。これらは契約に基づく保証料を保証期間にわたって収益として認識しております。

⑤ 保険セールスエージェントサービス

保険セールスエージェントサービスは、保険会社との「代理店委託契約」に基づき、損害保険及び生命保険の商品販売の計上処理が完了し、保険会社で処理が終了した時点で契約に基づく代理店手数料を収益として認識しております。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年11月30日)	当中間連結会計期間 (2023年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	36,487千円	36,972千円

※2 担保に提供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年11月30日)	当中間連結会計期間 (2023年5月31日)
建物及び構築物	7,701千円	6,917千円
土地	40,896千円	40,896千円
計	48,598千円	47,813千円

	前連結会計年度 (2022年11月30日)	当中間連結会計期間 (2023年5月31日)
1年内返済予定の長期借入金	2,820千円	2,820千円
長期借入金	24,450千円	23,040千円
計	27,270千円	25,860千円

※3 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3. ①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※4 顧客からの預り金

保証ビジネスサポートサービスにおいて顧客名義の預金口座を分別管理しており、次の各科目に含まれております。

	前連結会計年度 (2022年11月30日)	当中間連結会計期間 (2023年5月31日)
現金及び預金	11,917千円	2,728千円
預り金	11,917千円	2,728千円

※5 保証債務

医療費用保証等に係る保証極度相当額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年11月30日)	当中間連結会計期間 (2023年5月31日)
保証極度相当額	3,904,120千円	6,002,660千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 収益の分解情報」に記載しております。

※2 営業費用の主要な費目及び金額

当中間連結会計期間 (自 2022年12月1日 至 2023年5月31日)	
再保険料	25,785 千円
役員報酬	33,231 千円
給料手当	55,171 千円
賞与	289 千円
賞与引当金繰入額	8,040 千円
法定福利費	11,629 千円
地代家賃	11,311 千円
支払報酬	7,707 千円
減価償却費	4,592 千円
支払手数料	6,414 千円

※3 中間連結会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2022年12月1日 至 2023年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株) (注) 1	6,650	658,350	—	665,000

(注) 1. 2023年4月26日付で普通株式1株を100株に分割しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権 (ストック・オプションとしての新株予約権)(注) 1	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当中間連結会計期間末における本源的価値は0円であり、当中間連結会計期間末残高はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2022年12月 1 日 至 2023年 5月31日)	
現金及び預金	175, 568千円
預入期間が3か月を超える定期預金等	△10, 602〃
顧客からの預り金	△2, 728〃
現金及び現金同等物	162, 238千円

(リース取引関係)

金額的な重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金については、短期間に決済されるため、時価は帳簿価格にはほぼ等しいことから、記載を省略しております。また、未払金、預り金については、短期間に決済されるため、時価は帳簿価格にはほぼ等しいことから、記載を省略しております。

前連結会計年度(2022年11月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	3, 961	4, 063	102
(2) 敷金	10, 587	10, 589	2
資産計	14, 548	14, 652	104
(1) 長期借入金	181, 682	180, 867	△814
(2) リース債務	3, 904	4, 175	271
(3) 長期未払金	1, 287	1, 274	△12
負債計	186, 873	186, 317	△555

(*1) 長期借入金は1年内返済予定長期借入金を合算して表示しております。

(*2) リース債務はリース債務（流動）を合算して表示しております。

(*3) 長期未払金は1年以内返済予定の未払金を合算して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 長期貸付金、(2) 敷金

これらの時価については、契約期間に基づいて、将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 長期借入金、(2) リース債務、(3) 長期未払金

これらの時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及びリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割引いて算出する方法によっております。

当中間連結会計期間(2023年 5月31日)

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	3, 587	3, 672	85
(2) 敷金	10, 587	10, 599	12

資産計	14,174	14,272	98
(1) 長期借入金	186,234	185,950	△283
(2) リース債務	3,280	3,456	175
(3) 長期未払金	978	971	△7
負債計	190,493	190,377	△115

(*1) 長期借入金は1年内返済予定長期借入金を合算して表示しております。

(*2) リース債務はリース債務（流動）を合算して表示しております。

(*3) 長期未払金は1年以内返済予定の未払金を合算して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 長期貸付金、(2) 敷金

これらの時価については、契約期間に基づいて、将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 長期借入金、(2) リース債務、(3) 長期未払金

これらの時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及びリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割引いて算出する方法によっております。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって当中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年11月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2023年5月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価をもって当中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2022年11月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	4,063	—	4,063
敷金	—	10,589	—	10,589
資産合計	—	14,652	—	14,652
長期借入金 (1年内返済長期借入金を含む)	—	180,867	—	180,867
リース債務	—	4,175	—	4,175
長期未払金	—	1,274	—	1,274
負債合計	—	186,317	—	186,317

当中間連結会計期間（2023年5月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	3,672	—	3,672

敷金	—	10,599	—	10,599
資産合計	—	14,272	—	14,272
長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	—	185,950	—	185,950
リース債務	—	3,456	—	3,456
長期未払金	—	971	—	971
負債合計	—	190,377	—	190,377

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金、敷金

これらの時価については、契約期間に基づいて、将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）、リース債務及び長期未払金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度（2022年11月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2023年5月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、一部の貸借資産について、貸貸借契約及び法令に基づく原状回復義務等を有しておりますが、当該債務に関する貸借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当社グループの営業収益は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループのサービスから生じる収益を分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

当中間連結会計期間（自 2022年12月1日 至 2023年5月31日）

（単位：千円）

	リスクサービス事業
保険ブローキングサービス	83,107
保証ビジネスサポートサービス	20,981
リスクコンサルティングサービス	7,553
クレジットワランティサービス	66,102
保険セールスエージェントサービス	14,506
その他	1
顧客との契約から生じる収益合計	192,252

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計年度末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間末以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	60,776	41,632
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）	41,632	59,704
契約負債（期首残高）	37,018	63,416
契約負債（中間期末（期末）残高）	63,416	66,599

(*1) 中間連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、受取手形及び売掛金に含まれております。

(*2) 契約負債は、主に保証期間に渡って収益を認識する保証契約に基づき顧客から受け取った保証期間分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当中間連結会計期間に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は22,855千円であります。また、当中間連結会計期間において契約負債が3,183千円増加した理由は、保証サービスが伸長し、保証契約が増加したためであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
1年以内	35,934	42,846
1年超2年以内	10,459	15,120
2年超3年以内	10,242	8,632
3年超	6,779	—
合計	63,416	66,599

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、リスクサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 2022年12月1日 至 2023年5月31日)

1 製品・サービスごとの情報

(単位：千円)

	外部顧客への営業収益
保険ブローキングサービス	83,107
保証ビジネスサポートサービス	20,981
リスクコンサルティングサービス	7,553
クレジットワランティサービス	66,102
保険セールスエージェントサービス	14,506
その他	1
合計	192,252

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

当中間連結会計期間の主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、守秘義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。また、割合が100分の10未満の場合は記載を省略しております。

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
A 法人	47,639	リスクサービス事業

保険ブローキングサービス及び保険セールスエージェントサービスの実質的な販売先は保険契約を締結している顧客（エンドユーザー）となります。媒介手数料及び代理店手数料は保険会社から入金されます。当中間連結会計期間の主な保険会社別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。また、割合が 100 分の 10 未満の場合は記載を省略しております。

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
損害保険ジャパン株式会社	48,532	リスクサービス事業

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)
 当中間連結会計期間(自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 5 月 31 日)
 該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)
 当中間連結会計期間(自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 5 月 31 日)
 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)
 当中間連結会計期間(自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 5 月 31 日)
 該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (2022 年 11 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2023 年 5 月 31 日)
1 株当たり純資産額	89 円 78 銭	75 円 28 銭

	当中間連結会計期間 (自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 5 月 31 日)
1 株当たり中間純損失(△)	△14 円 50 銭

- (注) 1. 2023 年 4 月 26 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行いましたが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間純損失を算定しております。
 2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純損失については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
 3. 1 株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 5 月 31 日)
親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△9,643
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△9,643
普通株式の期中平均株式数(株)	665,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類(新株予約権の株式数 22,400 株)。詳細は、「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】(2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月28日

株式会社日本総険

取締役会御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中越公平

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

渡辺修

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本総険の2022年12月1日から2023年11月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年12月1日から2023年5月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本総険及び連結子会社の2023年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年12月1日から2023年5月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。